

## 休診補償制度【所得補償保険】のご案内

日頃より当組合の事業にご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、当組合が推奨しております休診補償制度【所得補償保険】についてご案内いたします。この制度は、病気やケガで就業不能となり休診された場合の収入減を補償する基本補償に加え、70歳まで対象期間を延長するなどの補償をオプションで補うことができる保険になっております。また、契約者が日本歯科医師会となっており、団体割引30%が適用されております。是非この機会にご検討くださいますようお願い申し上げます。

### この保険の特徴

- ◇ お申し込みには、**加入依頼書**と健康状態に関する**告知書（3つの質問に回答する内容に変更となり簡素化されました）**が必要となります。
- ◇ 基本補償に必要に応じ各オプションをセットしてご加入いただけます。
  - ① **休診補償制度**（基本補償）… 1年間の休診補償が必要であれば
  - ② **長期休診補償制度**（オプション）… 長期の休診補償が必要であれば
  - ③ **代診費用補償制度**（オプション）… 代診医師の手配に備えて
  - ④ **従業員休業補償制度**（オプション）… 勤務医や衛生士など従業員の給与補償に備えて
  - ⑤ **専業主婦制度**（オプション）… 専業主婦の休業補償に備えて

告知書  
簡素化

### 保険料 お支払い例

左記ご加入条件で、50歳のときに脳こうそくにより入院後、70歳まで寝たきりになってしまった場合

入院の場合  
支払対象外期間は  
ありません（※）

#### ①休診補償プラン （所得補償保険）

1か月あたり補償額  
**200万円×12か月**  
=**2,400万円**

#### ②長期休診補償プラン （団体長期障害所得補償保険）

復職しても、十分働けず、所得の喪失割合が20%を超える期間については、その喪失割合に応じ保険金を最長70歳までお受け取りいただけます。

1か月あたり補償額**50万円×**  
**12か月×19年間**＝約**1億1,400万円**

50歳

51歳

70歳

お受け取りいただく保険金の合計 = 約**1億3,800万円**

※入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）をセットされた場合、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間（4日）を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間（4日）の間の入院期間についても保険金をお支払いします。  
4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

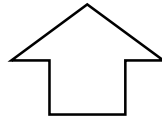
### 告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。



パンフレットをご希望の先生は裏面送付依頼書にてお申し込みください

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。  
詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



宮城県歯科医師協同組合 宛

## 休診補償制度【所得補償保険】パンフレット送付依頼書

F A X : 0 2 2 - 2 2 2 - 6 0 3 0

ご氏名	
パンフレット送付先	<input type="radio"/> で囲んでください  <b>診療所</b>  <b>その他</b> （その他の場合のみ送付先をご記入ください） 〒

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

### 休業補償制度【所得補償保険】の特徴

- 24時間、国内外を問わずほとんどの病気、ケガによる就業不能(就業障害)を補償!**
- 通常の医療保険などでは補償されない医師の指示による自宅療養期間の収入減も補償!** ※⑤専業主婦制度を除きます。
- 団体割引30%適用**により個々で加入されるよりお得!
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガで就業不能(就業障害)となった場合も補償!**
- 急増するメンタル不調(気分障害(躁病、うつ病など))の精神障害にも対応!**
- 健康状態に関する告知のみでご加入OK!** ※告知された内容によっては、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。
- 保険金を受け取っても継続OK!通算1,000日分の保険金を受け取るまでご契約を継続できます。** ※1回の就業不能による対象期間は各制度の対象期間が限度となります。 ※長期休診補償制度を除きます。
- 保険料は、毎月宮城県歯科医師会届出の口座より引き落としのため便利!**
- 1年間無事故の場合、保険料の20%をお返しいたします。** ※中途脱退(解約)された場合は、「無事故戻し返れい金」はお返しできません。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先> 取扱代理店 宮城県歯科医師協同組合 保険課 TEL:022-716-7217  
引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 仙台支店法人第一支社 TEL:022-298-1352

(承認番号 : SJ24-12164 2024/12/17 )